

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月9日
【報告者の氏名又は名称】	合同会社シマンテック・インベストメンツ
【報告者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	(03)5562-8500
【事務連絡者氏名】	弁護士 岩倉 正和 同 志村 直子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	合同会社シマンテック・インベストメンツ (東京都港区赤坂一丁目11番44号赤坂インターシティ) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、合同会社シマンテック・インベストメンツをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本ペリサイン株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注10) 本書記載の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

日本ベリサイン株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

普通株式

新株予約権

- () 平成17年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成17年9月16日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権
- () 平成17年3月25日開催の対象者定時株主総会及び平成18年1月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権()及び()を総称して以下「本新株予約権」といいます。

(3)【公開買付期間】

平成24年5月28日(月曜日)から平成24年7月6日(金曜日)まで(30営業日)

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、平成24年7月7日に報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	166,805(株)	166,805(株)
新株予約権証券	16	16
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券()	-	-
株券等預託証券()	-	-
合計	166,821	166,821
(潜在株券等の数の合計)	-	(16)

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(個)(a)	166,821
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	16
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)	242,416
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)	446,589
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)/(g+(b-c)+(e-f))×100)(%)	91.61

(注1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(個)(d)」は、シマンテックコーポレーションが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年3月31日現在)(個)(g)」は、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのこと。)の行使により発行される可能性のある対象者株式(平成24年4月1日以降公開買付期間末日までにこれらの新株予約権が行使されることにより発行された可能性のある対象者株式数を含みます。)の最大数(119株)を加えた株式数に係る総株主の議決権の数(446,708個)を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以上